

流域治水の概要

1 概要

国は、令和元年東日本台風など近年の激甚な水害の発生、さらには、今後の気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されることを踏まえ、これまでの河川・下水道等による治水対策に加え、河川流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害の軽減を図る「流域治水」への転換を進めている。

本市においては、二級水系のうち河川整備計画に基づき河川整備を予定し、令和元年東日本台風により甚大な被害を受けた夏井川・鮫川水系及び藤原川水系の管理者である県や流域市町村と連携しながら、河川改修等のハード整備や避難・水防等のソフト施策の全体像を示した「流域治水プロジェクト」を策定し、水害の防止・軽減に向けた取り組みを推進する。

2 主な経過

<国>

- R2.1 「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」の策定・公表(国土交通省)
- R2.7 社会資本整備審議会の答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」公表
- R2.10 「二級水系における流域治水プロジェクトの推進について」(国交省から都道府県へ通知)
- R3.3 全国 109一級水系の「流域治水プロジェクト」を策定・公表

<県・市>

- R3.4 第1回夏井川・鮫川流域治水協議会(協議会設置)4/21 [事務局:福島県、いわき市]
- R3.7 第2回夏井川・鮫川流域治水協議会(プロジェクト素案協議)7/2
- R3.8 第3回夏井川・鮫川流域治水協議会(プロジェクト策定・公表)8/26
- R3.12 第1回藤原川流域治水協議会(プロジェクト素案協議)12/27

「流域治水」の施策のイメージ

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。



出典: 社会資本整備審議会「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」(R2.7)

3 藤原川流域治水協議会について(令和3年 12月 27日設置)

①目的

藤原川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を目的に設置。

②協議会の実施事項

- ①流域治水の全体像を共有・検討
- ②流域治水プロジェクトの策定・公表
- ③対策等のフォローアップ

③参加者(構成員)

- ・国(国土交通省、気象庁、林野庁)
- ・福島県(土木部、危機管理部、農林水産部)
- ・いわき市
- ・その他(河川関係団体、商工会議所、宅地建物取引業協会が参加)

④事務局

- ・福島県いわき建設事務所企画調査課
- ・いわき市土木部河川課

4 今後の予定

令和4年3月までに「藤原川水系流域治水プロジェクト」を策定・公表し、総合的な治水対策を推進し、安全・安心の充実強化に努める。

(プロジェクト策定後も流域治水協議会で治水対策の進行管理やフォローアップを実施)

